

官報
號外

昭和五十四年一月三十日

○ 第八十五回 會參議院會議錄追錄

硫黃島の復興計画と旧島民の帰島に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
昭和五十三年十月十四日

參議院議長
安井

謙殿

二宮文造

を超えて説得力を持つている。
この際、政府は旧島民の心情に想いを至し、早急に硫黄島復興計画を策定し、帰島の早期実現を図るべきであると考えるので、次の事項について

四 小笠原諸島復興特別措置法改正の際、附帯決議において、遺骨収集と不発弾処理等について早急に調査を行い、国との責任において解決を図ることが望まれているが、遺骨の収集状況、残存遺骨数と今後の収集計画、また、不発弾の処理状況、推定埋没量、今後の処理計画はどうなつてあるか伺いたい。

卷之三

るか。また、その港湾は避難港、あるいは中継基地としての役割を果たせると考えるか伺いた

硫黃島の土地の用途区分及び土地所有権移転

の状況はどうなつてゐるか、また、土地の境界復元の見通しについて、どう考へてゐるか伺ひ

硫黃島産業株式会社が所有している旧農地

について、旧小作農家から一旧小作地に係る賃借権の帰属がはつきりせず、法的に確定して貰

二 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律」の第十二条の規定に基

づく土地の使用及び防衛施設庁に賃借している用地の損失補償費の年度別推移は、どうなつて

三 小笠原諸島における島別、年度別の地盤隆
ひづれ

起の状況はどうなつてゐるか、また、その原因及び危険度について、どう分析してゐるか伺ひ

四 硫黃島の觀光資源、特に自然景觀のレク

リエーション的利用の将来見通しについて
解を伺いたい。

右質問する。

昭和五十三年十月二十四日

參議院議長 安井謙殿

旧島民の帰島に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員二宮文造君提出硫黃島の復興計

画と旧島民の帰島に関する質問に対する答弁書

について
小笠原諸島の硫黄島は、第二次世界大戦の激

昭和五十四年一月三十日 参議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

官 報 (号 外)

三について	昭和五十年度 昭和五十一年度 昭和五十二年度	五千五百万円 五千五百万円 四千九百五百万円
小笠原諸島において、地盤隆起が生じて、 とみられるのは、目下硫黄島のみである。		
同島における地盤隆起の状況は、昭和四十 年及び昭和五十年に行つた調査によると、矢 均隆起量は、それぞれ二十八センチメートル、 三十六センチメートルであつた。		
地盤隆起の原因是、通常の活火山の地熱 から放出される量と比較してかなり大量の熱 エネルギーの連続的放出と地下深所からの大量 熱供給によるものと考えられ、ひとたび熱供 給と供給の均衡が破れた時には、大規模な地 変動が発生する可能性があるとみられて、いこ うにについて		
硫黄島は、摺鉱山をかなめとした扇形の平 な台地を形成し、地表は主としてギンネム 覆された単調な景観であるが、海岸線は比較 変化に富んでいる。		
そのレクリエーション的利用については、 跡であることによる国民特に遺族の感情に ての配慮及び不発弾処理の問題も前提として 重に考慮する必要がある。		
沖縄県在住の被爆者の援護に関する質問 書	昭和五十三年十月十六日	喜屋武眞 嘉
沖縄県在住の被爆者の援護に関する質問 書	参議院議長 安井 謙殿	
沖縄県在住の被爆者の援護に関する質 問書		
昭和二十年に広島県と長崎県に投下された		

小笠原諸島において、地盤隆起が生じているとみられるのは、目下硫黄島のみである。

昭和五十年度	五千万円
昭和五十一年度	五千万円
昭和五十二年度	四千九百万円

爆弾によつて被爆した人々は、戦後三十三年を経過した今日でも、肉体的・精神的・経済的に苦しむ状態にあり、政府の抜本的な援助対策が講じられない限り救えない実情にあることは周知のことと思う。

者が過去
は困難で
二について

に支払った医療費総額を算出することある。

二 どうも 仮り

リに戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用がないというのであれば、見舞金の支給をす何らかの適切な援護措置を考えるべきもののがどうか。

小笠原諸島において、地盤隆起が生じているとみられるのは、目下硫黄島のみである。

爆弾によつて被爆した人々は、戦後三十三年を経過した今日でも、肉体的・精神的・経済的に苦しむ状態にあり、政府の抜本的な援助対策が講じられない限り救えない実情にあることは周知のことと思う。

者が過去に支払った医療費総額を算出すること
は困難である。

二 どうも 仮りではある等と思ふ

リに戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用がないというのであれば、見舞金の支給をす何らかの適切な援護措置を考えるべきもののがどうか。

十四について
変動が発生する可能性があるとみられている。

そこで左の点について質問する。

昭和五十三年十月十八日
出する。

一について への補償に関する質問に対する答弁書

な台地を形成し、地表は主としてギンネムで被覆された単調な景観であるが、海岸線は比較的変化に富んでいる。

そのレクリエーション的利用については、戦跡であることによる国民特に遺族の感情についての配慮及び不発弾処理の問題も前提として慎重に考慮する必要がある。

二　のか伺いたい。
法律の平等施行と権利の平等という立場から、沖縄県在住被爆者が負担した医療費を即時全額支給するかあるいは何らかの救済措置を講ずべきであると思うがどうか。
右質問する。

参議院議長 安井 謙殿

置は、軍人軍属等國と使用關係のあつた者又はそれに準ずる者に対し、國が使用者としての立場から行つてゐるものである。

このような事情にない一般の沖繩戦被災者及びその遺族については、同法による援護の対象とすることは考えていない。

二について

沖縄県在住の被爆者の援護に関する質問主意書

参議院議長 安井謙殿
参議院議員喜屋武真榮君提出沖繩県在住の被爆者
の援護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

援護措置もとられていない。

障施設の充実により対処していくことが適切であると考えている。

參議元義長
安井
兼殿 喜屋武真榮

参議院議員喜屋武真榮君提出沖繩県在住の
被暴者の援護に関する質問に対する答弁書

から離脱できなかつたこと、戦闘参加者とそひてない者のとの区別も困難な状況にあつたこと等、他

沖縄県在住の被爆者の援護に関する質問主意書

昭和五十三年十二月末現在において、沖縄県に在住し、被爆者健康手帳を有する被爆者の数は三百四十四人である。また、沖縄県在住被爆

そこで次の点について質問する
一 右の特殊な状況を考えると、戦傷病者・戦没者・遺族等援護法の適用を考えるべきものと思うが

昭和五十四年一月三十日 参議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

環境緑化に関する質問主意書
環境緑化事業は住民の保健・生活圈の保安等自然社会が生み出す多様な機能、効用を目的としている。したがつて、当該事業の果たす重要性に鑑み次の諸点について政府の明確な見解を求めるものである。

一 環境緑化行政、とりわけ環境緑化木の生産・流通行政について政府の基本の方針を明らかにされたい。

二 昭和五十三年七月から九月にかけての干ばつによる被害に関連して次項の内容について伺いたい。

(1) 今回の干ばつによる環境緑化木被害はきわめて甚だなものとなつていて、政府はこれら全国の被額総額をどのように把握しているか。

(2) 一般農作物を含め他の植物においては、生育度の障害はある、立枯れのための被害を被つた例はきわめて少ないが環境緑化木に関する限りこののような大被害をうけた原因についてどのような見解を持つてあるか。

(3) 異常気象は干ばつのみではなく、異常低温・異常乾燥など様々な現象が考えられる。今後、想定されるこの種の環境緑化木の立枯れにつた例はきわめて少ないが環境緑化木に関する限りこののような大被害をうけた原因についてどのような見解を持つてあるか。

三 本来、緑化木は、その地方の土壤及び気象条件に順化された自然植生樹種が採用されるところとなつていて、しかし大規模に開発された都市地域等においては、植栽現場の土壤及びその他環境条件が開発前に回復するまでには長期の年月を要するといわれ、特に大都市圏においては「大都市砂漠」ともいわれるほど自然の生態系が破壊され、産業公害と併せて元の植栽条件に回復できないのが現実である。こうした環境の変化に対できる都市開発地域向きの環境緑化木の研究・選定・開発が必要であると考えるがどうか。

二について

本年においては、干ばつ等の事由により街路樹等の緑化木についてかなりの立ち枯れが生じている事例が報告されているところであり、目下この実態のは握に努めているところである。

四 また、東北・北海道など寒冷積雪地においては環境緑化木が、植栽後三年ないし五年と経過するうち枯れはじめるものが多いという。樹木は同一樹種であつても温暖地で栽培されたものと寒冷地で栽培されたものでは、耐寒性・耐暑性などその樹木のもつ特性において大きな相違があることはこれまでの多くの研究成果によつても明らかである。したがつて今後の緑化事業については、以上のような実情を考慮して適正な樹木の選定ならびにその開発・普及が図られるよう強力などりくみをすべきであると考えるが見解を伺いたい。

右質問する。

昭和五十三年十月二十七日

内閣総理大臣 福田赳氏

参議院議長 安井謙殿

参議院議員藤原房雄君提出環境緑化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

今後、立ち枯れの原因のは握に努めるとともに、適切な防止策の確立に努力してまいりたい。

三及び四について

都市地域、積雪寒冷地域等の緑化は、その環境条件の特殊性から、生態系、植物特性、造林、造園等の幅広い分野からの総合的な取り組みが必要であり、このような見地に立つて地域の立地条件に適した緑化木の選定及び緑化技術の開発等に努めているところである。

五について

宮城県沖地震及び地震災害対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十一条によつて提出する。

昭和五十三年十月二十日

参議院議長 安井謙殿

藤原房雄

参議院議員藤原房雄君提出環境緑化に関する質問に対する答弁書

一について

環境緑化は、国民の生活環境を保全する上で必要なものと考えており、そのため、広く国土の緑化という観点で施策の充実と緑化思想の浸透に努めているところである。

また、環境緑化木については、その生産、流通の円滑化を図るために、全国的な生産動向、流通事情のは握に努めるとともに、技術指導センター、市場等の整備を図つてあるところであり、今後ともこれら施策の推進に努めてまいりたい。

二について

本年においては、干ばつ等の事由により街路樹等の緑化木についてかなりの立ち枯れが生じている事例が報告されているところであり、目下この実態のは握に努めているところである。

一 仙台市の進展にともない、昭和三十年代に開

発造成された緑ヶ丘・旭ヶ丘等の住宅地の亀裂・崩壊が顕著であつたが、これらは宅地造成の制定以前の造成に係るもので、設計・施工の面で不備があつたと指摘されている。また、これらの地区はかつて亞炭を採掘した廢坑が各所にあり、これが今次災害に影響を与えたとも指摘されている。

この際、全国的に防災規制が制度化される以前に造成された住宅地の実態調査を行うとともに、危険箇所について実効ある予防施策を講ずる等、住宅地の防災環境の整備に徹底を期す必要があると考えるが、政府の見解を伺いたい。

二 宅地被害とともに、鉄筋・鉄骨の建築物をはじめ木造建築物、さらに建築附屬物の傾斜・倒壊が、相次ぎ、地震にもろい建築行政の一面が如実に暴露された。これらは、軟弱地盤に建てられた建築物被害が大半であつたが、このことから建築基準法に基づく各種の技術基準を、防災面より強化すべきとの指摘が高まっている。

特にこのたびの高層マンションの被害は初めての問題だけに政府の適切な対処と今後の対策が強く望まれている。耐震設計の技術基準を見直し、それらの既存建築物への適用を図るとともに、建築申請の確認にあたつては敷地部分の地質との関連における耐震性の確認等、きめ細かな行政措置が必要と考えるが、政府の見解を伺いたい。

三 建設省の宮城沖地震被害調査報告によると、鉄筋コンクリート造りの場合、床を支える面積が大きい建物ほど、被害が多く出ている。また、四十六年以前の建築基準法施行令に基づいて設計されたものの中には、柱の帶筋がいい加減で、施工技術上の手抜きが目立つた。

鐵骨造りの場合は、柱の基礎部分や柱とはりと接合している部分、ボルト部分に被害が多かった。建築基準法施行令の基準には合つても施工技術の甘さがさらけ出された、と指摘

向きに取り組む兆しが見え始めたこと、新規学卒身障者に対する雇用促進会が軌道に乗りつたこと等、新しい要素が生まれてきた点は一応評価する。しかしながら、これらによつて雇用の機会が開かれるのは障害の程度の軽度な者に限られる傾向が顕著であり、また障害の程度のほか職種、性別、地域性等との条件もからんで、求職と求人がかみあわず、心身障害者の雇用促進がムードのみに流れている傾向があることも見逃せない。さらに、障害者が適切な教育・訓練・リハビリテーションを受けて社会経済活動に参与するという本來一貫した施策のもとになされるべきものが、労働厚生、文部等各省に所管がまたがつてゐるため、一貫性、総合性を欠くべきである。こうした中で、より障害の重度な者はますますとり残されるという印象を深めているのである。私はこれまで、身体障害者雇用納付金の使途等につき政府の見解を質してきたが、それに対する答弁は到底満足できるものではなかつた。この際、当面する諸問題のいくつかと共に、長期的視野に立つて検討・研究すべき問題点をも含めて質問するので建設的かつ誠意ある答弁をされたい。

一 心身障害者の雇用状況の実態把握について
現行の雇用状況報告は、単に、常用労働者となつている障害者の数のみを問題としており、障害の程度及び状態、賃金、職種、企業内における身分等の雇用の実態の詳細を把握することは困難である。雇用率を達成していくも、障害者であるが故に補助的業務のみであつたり、低賃金であつたり、率だけでは決して問題が解決されないのは明らかである。より適切な施策の推進のためには、人数のみにとどまらない実態把握が必要であると考えるが如何。

二 雇用率未達成企業への指導について
未達成企業に対しては雇入れ計画の作成を命ぜることとなつてゐるが、これまでにどのようない基準にもとづき、どれだけの企業に命令したか。その根拠及び今後の方針を含めて伺いた

い。

三 解雇の届出について
事業主が心身障害者を解雇する場合、公共職業安定所に届出することとなつてゐるが、自己退職の形となるケースが多く、制度の意味が実質的に薄れてしまつてゐる。職場環境の整備に問題があつたり、心身障害者に対する職場の人々の理解の不足が原因であつたり、自己退職の場合であつても放置すべきではない。解雇に限らず、退職者についても報告するよう義務づける等の改善をすべきではないか。

四 助成制度について
法改正前の昭和四十年代から障害者を多数雇用し、先駆的な役割を果たしてきた企業がある。助成制度は新規雇用に対してのみ対象としているが、古くから貢献してきた企業に対しても一層の充実を図るためにらかの方策を講ずるべきと考える。今後検討する考えはないか。

五 職業訓練について
現在実施されている障害者のための職業訓練は、職種が少なく、しかも時代の変化に即応していない。訓練科目や訓練期間は、それぞれの障害者の適性や残存能力に合わせて決められるべきであるが、現状ではむしろ逆であると言つても過言ではない。訓練校のあり方を抜本的に見直すべきであるとともに、民間企業への委託等多様な形態を採り入れるべきと考えるが如何。

六 特定職種について
障害等級は、欠損した機能に着目するものでないことは明瞭である。より適切な施策の推進のためには、職種のいすれにも、養成制度をもつと生かして活用すべきと思うが、その考え方ではないか。

七 福祉工場、授産施設等について
厚生省所管のこれらの施設は、一般企業に雇用されることの困難な者を対象としているところだが、その就労の実態を見ると、一般的労働者と変わらない所も多く存在している。また、その目的は、自活に必要な訓練、技能の修得をさせ、職業を与えることであるはずでありながら、一般企業への雇用に結びつける施設は充分ではない。これらの施設に対しても、労働行政の立場から検討を加えるべき点が多いと考えるものであるが、政府の見解を伺いたい。

厚生省所管のこれらの施設は、一般企業に雇用されることの困難な者を対象としているところだが、その就労の実態を見ると、一般的労働者と変わらない所も多く存在している。また、その目的は、自活に必要な訓練、技能の修得をさせ、職業を与えることであるはずでありながら、一般企業への雇用に結びつける施設は充分ではない。これらの施設に対しても、労働行政の立場から検討を加えるべき点が多いと考えるものであるが、政府の見解を伺いたい。

八 いわゆる保護雇用制度について
障害があつても、適正なりハビリテーションにより、健体者と同等の職業に就くことができるし、そのような道を追求することが雇用促進の主軸となるべきであるが、障害によつては、労働能力において一定の限界のある場合も多い。前項の質問で触れた福祉工場、授産施設等は、おおむね、そうした人々を対象としていると見ることもできる。そこで、年金制度等をもその視野に含めながら、英國等に見られる保護雇用制度や勤労障害者を対象とした所得保障制度について、わが国においても検討すべき時期が来ていると考えるのであるが、政府にその意思はないか。

九 専門職員の養成等について
心身障害者の雇用促進に関して、身体障害者雇用審議会の答申においても、専門職員による職業紹介体制の強化をうたつてゐるが、マンパワーに対する要求はこの面ばかりにとどまらない。わが国におけるリハビリテーションは急速にその水準を高めているが、その各分野において従事者の量的的な充実が求められている。しかしながら、リハビリテーションの医学的、教育的、社会的、職業的分野のいすれにも、養成制度、専門職制度、身分及び資格制度が整備されているとは言えない。一貫性、総合性が重要な問題であるだけに、政府は、関係各省庁の連絡調整を図るのは勿論のこと、学識経験者の意見をも充分に聴き、強力なプロジェクトチームを作る等の方策をとるべきだと考える。

心身障害者の雇用促進対策を長期的視野で考えた時、決定的に重要な問題点であると確信するので、政府の真摯なる答弁を求めるものである。右質問する。

昭和五十三年十月二十七日

参議院議長 安井 謙殿 内閣総理大臣 福田 起夫

参議院議員前島英三郎君提出心身障害者の雇用促進とりハビリテーションの充実強化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員前島英三郎君提出心身障害者の雇用促進とりハビリテーションの充実強化に関する質問に対する答弁書

一について
政府としては、心身障害者の雇用対策の企画推進の資料とするため、これらの人々の就業の実態は握のための調査を行うことは必要であると考えており、本年も十月一日現在の状況を障害の程度、就業状況、賃金、職種等について詳細に調査することとしている。

二について
政府としては、身体障害者雇用率の達成について事業主に対する指導に努めているところである。この指導の一環として、実雇用率が特に低く、また、雇い入れるべき身体障害者数が相当数にのぼる事業主に対しては、労働者の新た雇入れが予定される場合に、身体障害者雇用促進法に基づく身体障害者の雇入れ計画の作成を命ずることとしている。昭和五十二年度においては約六百五十企業に對し命令を発し、これにより、今後約一万五千

し、その生活の安定をはかるために支給されるという基本性格を考える時、障害者間にあまり大きな格差があることは、好ましくないと考える。

以上の観点から、次のとおり質問する。

一、国民年金の加入者で、障害が発生した場合は、現在一級の障害者に対しては、月額四八、一三三円、二級の場合月額三八、五〇八円が、障害年金として支給される。

また、二十歳未満で障害を発生していた人は、国民年金制度発足以前に障害を発生していた人は、国民年金に加入していないても、一級障害者に対し、月額二四、八〇〇円、二級の場合月額一六、五〇〇円が、障害福祉年金として支給される。

ところが、国民年金の任意加入者・強制加入者のいずれかをとわず、非加入者（加入者であつても保険料の納付要件を欠く場合も含む）の場合は、障害が発生しても、何等の障害年金も支給されない。

老齢年金の無年金者の発生を避けるため、三度目の特例納付を実施している現在、保険料の未納付等で発生しているこうした障害年金の無年金者を救済する必要があると思うが、政府の見解をききたい。

二、もし障害年金の支給が困難であるならば、せめて障害福祉年金の支給が可能となるよう措置すべきと思うが、政府の見解をききたい。

右質問する。

昭和五十三年十月二十七日

内閣総理大臣 福田 起夫

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員塙出啓典君提出障害者に対する年金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塙出啓典君提出障害者に対する年金について

国民年金制度における拠出制年金は、老齢、廃疾又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわることを防止するため、制度に加入する者が、共同連帯の精神により、あらかじめ保険料を拠出するという社会保険の仕組みを採つてゐる。

障害年金の支給要件については、その緩和に努めてきたところであるが、制度に加入していない者はもとより、加入はしたが障害が発生した時点で一定の保険料拠出等の要件を満たしていない者についてまで障害年金を支給することには、年金制度としては困難である。

二について

障害福祉年金は、国民年金制度の中につれて拠出制障害年金を補完するものとして制度に入し得ない者、又は障害の発生した時点で障害年金の支給のために必要な保険料拠出等の要件は満たしていないが保険料の滞納がないこと等の一定の要件を満たしている者について支給されるものであり、制度に任意に加入できることとされている者で加入しなかつたものや加入者がであつて所定の保険料の拠出等を怠るものについてまで障害福祉年金を支給することは困難である。

なお、障害者福祉対策として、在宅援護、施設入所等の各種施策を講じてきているところであります。今後とも、その充実に努めてまいりたい。

昭和五十三年十月二十一日

福田内閣による成田空港の強行開港に係わる諸問題に関する質問主意書

秦 豊

福田内閣による成田空港の強行開港に係わる諸問題に関する質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

ともかく、國家が昭和三十七年以降十五年を超える歳月と莫大な国費をかけ、不幸な犠牲を伴いながら総力を投じてなお、いわばつぎはぎだけの暫定開港しか生みだせないのは、極めて奇異である。聞くところによれば、成田開港全体を規定する暫定措置の一切が、全て用地未取得を唯一

福田内閣による成田空港の強行開港に係わる諸問題に関する質問主意書

福田内閣がその成立直後から進めてきた成田開港強行策は、昨年十一月末に田村元運輸相（当時）が発出するためになつた「開港宣言」どおり、去る三月三十日に供用開始という一応の結果を迎えることになるやみえたが、しかし「三軍可奪師也、匹夫不可奪志也」という中国の故事を連想させような事態の中で、結果は五月二十九日に延期されることとなつた。

ところで、福田内閣の出直し開港強行策により名目的な開港を余儀なくされた成田空港の実態は、現実にはそれこそ「暫定滑走路、暫定航空保安施設、暫定進入方式、暫定騒音対策、暫定運行時間、暫定燃料輸送、暫定アクセス、暫定空域、暫定飛行コース、暫定ダイヤ、暫定料金」といつた何もかも暫定すべく極めて異常な設置者たるものが、すでに広く国民の知るところとなつた事実である。この限りにおいて、報道機関は国民の知る権利に応えているようである。

わざわざ暫定措置の積み重ねまでして成田暫定開港をしやにむに強行しなければならない理由として、羽田空港が航空需要に対応しきれなくなつてゐるが、危険ではないという「現実」及び成田空港への既往の投資が長い間、活用されるに至つていいといふ「現実」の二つの事態の存在であつた。暫定開港がこれら二つの「現実」にどのように応えているのか、また国民総体に対し何をもたらすのかは検証に値する、いや検証されなければならない問題である。

成田問題は、暫定開港後も現在的課題であることに變りはない、同時に歴史的検証にさらされる事件でもある。よつて、暫定開港を生むに至つた開港強行策の唯一・最高の責任者である福田首相の責任において、以下、御答弁を賜りたい。

一、「三軍可奪師也、匹夫不可奪志也」という中国の故事を連想させるような成田問題について開港強行策の唯一・最高の責任者である福田首相の責任において、以下、御答弁を賜りたい。

(1) 内閣法二条二項に鑑み、「教育勅語」にいたく心ときめかしているといわれ、さぞや古典に精通していると挙げられる砂田重民文相の御見解を左記により賜りたい。

(1) 文相の位置からして、成田問題の本質は、那邊にありやと思料されるか。

(2) 文相の位置からして、成田問題はどのようない原理・原則により解決さるべき、また

解決し得ると思料されるや。

まさに「三軍」の将として新任で、フランス仕込みのエスプリに富んだ豊から教養人である。聞くところによれば、成田開港全体を規定するといわれる山本謹彦警察庁長官の御見解を

の原因とするというではないか。公共事業は、所定の手続きさえ経れば、公権力により用地取得が保障されていたのではなかつたのか。たしかに運輸省・空港公団は、公権力を行使して強制収用により用地を手に入れることはした。しかし、それが成田問題の本質を顕在化させざるを得なくなつたといえるのではないか。

強制収用ぬきに暫定開港したのであれば、事の是非は第一義的には我々国会レベルの問題で済む。何故なら、毎年度国会で承認を受けた予算を執行して、その結果が暫定開港といういたらくであつただけなのだから。あくまでも空港設置者

- (1) 左記により賜りたい。
- (2) 成田問題十三年の歴史を括的に通してみて、数々の不幸な犠牲をいわば「強いたれた」一方の立場から、何が問題であつたと現在の位置から思料されるのか、成田問題の微妙な推移が予想される中で、あらかじめお伺いしておきたい。
- (3) 地元農民をして、これまで空港建設反対に走らしめ、つまり、「いわば四夫」をしてふるいたたしめた源泉は、何であつたと思料されるや。
- (4) 成田開港強行策の結末たる暫定開港について、運輸行政、とりわけ、空港行政の最高責任者である福永健司運輸相の御見解を左記により賜りたい。
- (5) 成田開港強行策の必要事由とされた二つの現実、即ち「羽田空港の現実」と「成田空港の現実」に暫定開港はどのように応えているか、項目別に定量的に明らかにされたい。
- (6) 右は被収用者の基本的人権を侵害し、強制収用を行わしめた「公益性」を正当化するに足りるものなりや。
- (7) 「土地収用法の適用に当り、十分その効果を上げるために、事業施行者・被買取者その他関係者において、その解釈運用について十分理解していることが必要である」と建設省計画課長佐土陥夫氏(当時)は述べられているが、成田空港建設に監督責任を有する運輸相は、右にいう「その他の関係者」に該当するとしてよいのではないか。
- (8) 成田空港建設について十分理解していた用法の解釈運用についてといえるとすれば、その根拠は何か。
- (9) 森雅史新東京国際空港課長(当時)は、最近になって、土地収用法における強制使用の手続きは知らなかつたと「自供」されていが、当時運輸省・空港公団の中で土地收

- 用法の解釈と運用に精通した人がいたのであれば、その氏名及び職名を明らかにされたい。
- (10) 「土地収用法は、非常に技術的な内容をもつて、被収用者の権利尊重を重要な柱としている法律である。したがつて、一見、小さな手続上の間違いがあつても、相手方の権利保護のため、手続全体の効力が左右されるおそれがある」と志村清一建設省計画局長(当時)は述べられているが、
- (11) 土地収用法は何故被収用者の権利尊重を重要な柱としているのか。
- (12) 運輸省・空港公団による収用手続きが、手続き全体の効力が左右されない程に適正に行われたとするのであれば、その根拠は何か。
- (13) 右において、大きなあれ、小さなあれ、手続き上の間違いはなかつたといいかれるか。しかば、その根拠を示せ。
- (14) 土地収用法にいう起業地概念(位置と範囲)に関し、当時運輸省・空港公団が有していた認識について、

- (15) 起業地について、どのような認識をもつていたか。
- (16) 起業地には、空港敷地以外を含めることはできないという認識であつたのか。
- (17) カテゴリーⅡの精密進入方式を受け入れる空港敷地は、どのようなものでなければならぬとしていたのか、根拠を示して明らかにされたい。
- (18) 新東京国際空港周辺整備のための財政上の特別措置に関する法律は、成田空港建設に係る事業損失を相殺するため立法されたのではなかつたのか。その他立法趣旨を明らかにされたい。
- (19) 千葉港頭・空港間のパイプライン埋設用地には、取得すべき民有地はなかつたのか。
- (20) 右において、取得すべき民有地は何件何筆あり、そのうち現在まで、何件何筆が取得できたのか。
- (21) 強制取得による任意取得によるのでは、取得価格及び取得時期にどのような

- 「航空機の離着陸の安全を確保するため平らな空地として維持することを必要とするもの」と定義されていたのではなかつたのか。
- (22) 千葉地裁の仮処分決定で除去されたA滑走路南側の二基の鉄塔があつた附近の土地は、カテゴリーⅡによる航空機の離着陸の安全を確保するため平らな空地として維持することを必要としていたのではなかつたのか。
- (23) 千葉港頭・空港間のパイプライン埋設用地が起業地に含められていないかたが、道路など公共用地の地中を強制使用の手続きで確保する可能性は検討されたのか。
- (24) 右において、パイプライン用地を起業地に含めておけば、問題はなかつたのではないか。
- (25) 右において、パイプライン用地を起業地に含めておき、事業損失を相殺するための補償として、千葉県知事の定める新東京国際空港周辺整備計画の中でも、例えば千葉市に対する十一億円を何らかの形で支出するようにしておけば、大蔵省としてもチェックすべきすじ合ひのものではなかつたと思料されるがどうか。

- (26) 土地収用法にいう起業地概念に対する建設省当局の認識に関する運輸省・空港公団の認識について、
- (27) 昭和四十二年の改正で、保留地という制度がもうけられたが、これは起業地概念をどのように規定したか。
- (28) 右において、保留地とすべきところをあらかじめ起業地から除外してはいけない理由は何だつたのか。
- (29) 当時建設省計画局総務課補佐官として、成田空港建設事業の審査にあつた末沢善勝氏は、起業地の範囲について「事業の認定をすることのできる事業の単位としては、申請された事業計画にしたがつて事業が施行され、これによつてでき上つた施設等が供用された場合において、それ自身で一定のまとまつた効用を果たすことのできる範囲のものでなければならない」とされ、未買収の土地だけを起業地としたり、起業者の便宜で起業地を細分化することは許されません」と断言しておられるが、成田空港建設事業それ自体で果たすことのできる一定のまとまつた効用とは何か。
- (30) 右効用は、公団法二条を満たすか。
- (31) 右質問する。

昭和五十三年十二月一日

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員秦豊君提出福田内閣による成田空港の强行開港に係わる諸問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

- (32) 参議院議員秦豊君提出福田内閣による成田空港の强行開港に係わる諸問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
- (33) 参議院議員秦豊君提出福田内閣による成田空港の强行開港に係わる諸問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
- (34) 参議院議員秦豊君提出福田内閣による成田空港の强行開港に係わる諸問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
- (35) 参議院議員秦豊君提出福田内閣による成田空港の强行開港に係わる諸問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
- (36) 差が出てくるのか。

(1) 新東京国際空港（以下「新空港」という。）の整備及び円滑な運営については、地元住民等関係者の理解と協力の下に、関係省庁が一致協力して努力すべきものであると考えている。

(2) 新空港に反対する一部の地元農民は、沿革的には、自らの土地を手放すことに反対して闘争を続けてきていると考えられるが、極左暴力集団が、暴力革命を実践する目的で成田問題に介入し、現地に結集して反対行動に取り組み、数多くの悪質な不法事案を引き起こすなど、長期にわたって過激な闘争を展開してきたことが治安的には問題であったと考えられる。

二について

(1) 及び(2) 新空港は、長期の航空輸送需要に対応し、将来における主要な国際航空路線の用に供することができる空港として設置が計画されたものであり、東京国際空港が航空輸送需要に対応しきれなくなっていたこと、及び新空港への既往の投資が長い間活用されずに至つていなかつたことから、その早期開港が急がれていたが、本年五月開港するに至り、現在、新空港は円滑に運営され、その機能を十分果たしている。

(3) 及び(4) 土地収用法は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関して、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的としている。

政府及び新東京国際空港公団が行つた新空港に係る土地収用法上の処分、手続その他の行為は、この趣旨に従い、適法に行われている。

(5) 及び(6) 土地収用法上起業地とは、土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業を施行する土地のことであり、起業地の具体的範囲は、個々の事業こ

とに当該事業に必要な限度において定められるものである。

(イ) (ア)及び(ト) カテゴリー二の精密進入方式が定められている飛行場に係る進入灯設置区域は、当該飛行場の着陸帯と同程度の高さに整地することが望ましい。

御質問に係る新空港のA滑走路南側の進入着陸については、できるだけ速やかにカ

テゴリー二運用を可能にするよう努力して

いる。

なお、空港整備法施行令第三条は、地方公共団体が行う空港用地の造成又は整備のうち国の補助の対象となるものについて規定したものである。

(イ) カテゴリー二ILSを利用して精密進入を行う航空機が、電波高度計による高度の精密測定を行うことは、承知していた。

(ア) 承知していた。

(イ)、(ア)、(オ)、(カ)及び(カ) 御指摘のパイプラインを設置する場所の確保については、従来から、道路等の公共施設にあつてはその管理者から占使用の許可を受け、民有地にあつては任意買収により取得する方針をとつてきている。

(イ) 御指摘の法律は、新空港の周辺地域における公共施設その他の施設の計画的な整備を促進するため必要な國の財政上の特別措置について規定することを趣旨としている。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、近年における医学医術の著しい進歩に伴い診療技術が専門分化していくことから、従来から、道路等の公共施設にあつてはその管理者から占使用の許可を受け、民有地にあつては任意買収により取得する方針をとつてきている。

本法律案は、近年における医学医術の著しい進歩に伴い診療技術が専門分化していくことから、従来から、道路等の公共施設にあつてはその管理者から占使用の許可を受け、民有地にあつては任意買収により取得する方針をとつてきている。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

特定期船製造業安定事業協会法案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

昭和五十三年十月十七日
参議院議長 安井 謙殿
運輸委員長 三木 忠雄
要領書

特定期船製造業安定事業協会法案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

昭和五十三年十月十七日
参議院議長 安井 謙殿
運輸委員長 三木 忠雄
要領書

特定期船製造業安定事業協会法案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

昭和五十三年十月十七日
参議院議長 安井 謙殿
運輸委員長 三木 忠雄
要領書

ことを目的とする新空港に関する事業であり、当該事業により設置される諸施設及び区域にかんがみれば、当該事業に係る起業区画に適正であった。

本法施行のため、昭和五十三年度一般会計補正予算に、特定船舶製造業安定事業協会に対する出資金として、十億円が計上されている。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

〔第六号参照〕

審査報告書

医療法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年十月十七日
社会労働委員長 対馬 孝且

参議院議長 安井 謙殿
社会労働委員長 対馬 孝且
要領書

附帯決議

政府は、深刻な造船不況を克服するため、需要の創出等各般の施策を強力に推進するとともに、本法の運用にあつては、労働者の雇用の安定に十分配慮すること。

右決議する。

日本放送協会昭和五十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右は全会一致をもつて是認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年十月十七日
参議院議長 安井 謙殿
通信委員長 赤桐 操
要領書

日本放送協会昭和五十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右は全会一致をもつて是認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年十月十七日
参議院議長 安井 謙殿
通信委員長 赤桐 操
要領書

日本放送協会昭和五十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右は全会一致をもつて是認すべきものと議決した。

昭和五十三年十月十七日
参議院議長 安井 謙殿
通信委員長 赤桐 操
要領書

る内外の経済的事情の著しい変化にかんがみ、特定船舶製造業における不況の克服と経営の安定化を図るため、特定船舶製造業の用に供する設備及び土地の買収等を行う特定船舶製造業安定事業協会を設立し、特定船舶製造業における計画的な設備の処理を促進しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

〔第六号参照〕

審査報告書

本法施行のため、昭和五十三年度一般会計補正予算に、特定船舶製造業安定事業協会に対する出資金として、十億円が計上されている。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

〔第六号参照〕

審査報告書

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、国会に提出されたものであつて、昭和五十五年度末における資産及び負債の状況並びに当年度中の損益の状況は貸借対照表及び損益計算書によれば次のとおりである。

うとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に伴う経費として、中小企業関係円高対策費と合わせて昭和五十三年度一般会計補正予算に商工組合中央金庫に対する出資金等百四十八億三千三百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、特定不況地域の指定は、地域の実態に応じ彈力的に行うとともに、関係地方公共団体の意見を反映するよう配慮すること。

二、認定中小企業者に対する緊急融資については、極力融資条件の改善に努めること。

三、不況地域における離職者発生等の状況にかんがみ、関係法令による施策と本法による施策を総合的に実施することにより、雇用の安定に努めること。

四、特定不況地域における公共事業の実施について特段の配慮を行うとともに、当該地域の中小企業者の受注機会を確保するよう配慮すること。

五、不況地域における下請中小企業者の保護の徹底を図るため、関係法令の厳正な運用を図ること。

六、特定不況地域における工場の新增設の円滑化を図るため、関係地方公共団体の意見を反映するよう配慮すること。

七、関係地方公共団体が、国の施策と相まって、中小企業の経営安定のための施策を実施する場合、国は財政上の措置その他必要な措置をとるよう努めること。

右決議する。

審査報告書

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年十月二十日

公害対策及び環境
保全特別委員長 田中寿美子
参議院議長 安井 謙殿

要領書
参議院議長 田中寿美子
保全特別委員長 安井 謙殿

当該地方公共団体の長、患者代表の意見を十分に聴取し、今後とも一層改善に努めること。

四、臨時審査会は、県、市の認定審査会と並列的なものであり、従つて、そのような趣旨の運営を図るとともに、委員の任命にあたつては、患者の声を汲みとる等その信頼を得るよう十分に配慮すること。

五、本法の異議申立てについて、環境庁長官は、不服審査会委員及び主治医の意見を十分尊重すること。

六、昭和五十三年七月三日付環境事務次官通知

「水俣病の認定に係る業務の促進について」のうち4処分にあたつて留意すべき事項中(2)の取扱いについては、患者の切捨てにならないよう資料を十分に集めるとともに、患者の生活史、疫

学面も重視する等万全の策を講ずること。

七、水俣病の医学的病像、治療法等今なお未解明の部分が少なくないことにかんがみ、国立水俣病研究センターの治療研究体制の充実強化に努めること。

六、昭和五十三年七月三日付環境事務次官通知

「水俣病の認定に係る業務の促進について」のうち4処分にあたつて留意すべき事項中(2)の取扱いについては、患者の切捨てにならないよう資料を十分に集めるとともに、患者の生活史、疫

学面も重視する等万全の策を講ずること。

等永年性作物に対する奨励補助金の交付期間の延長に関する請願

第一五五三号 田山・新町両曾林署の統廃合問題に関する請願

第一五五四号 沿岸漁業改善資金(仮称)制度の創設に関する請願

昭和五十三年十月十九日

農林水産委員長 久次米健太郎
参議院議長 安井 謙殿

要領書
参議院議長 安井 謙殿

審査報告書(建設委員会第一号)

(+) 内閣に送付するを要するもの

一、議院の会議に付するを要するもの

第一一〇二号 住宅・宅地政策に関する請願

第一五六六号、第一五九七号 は揚整備関連河川事業の促進に関する請願

第一五六九号 サラ金規制に関する請願

昭和五十三年十月十九日

建設委員長 安永 英雄

要領書
参議院議長 安井 謙殿

審査報告書(大蔵委員会第一号)

(+) 内閣に送付するを要するもの

一、議院の会議に付するを要するもの

第一六九号 貸金業の規制強化に関する請願

第一五六九号 サラ金規制に関する請願

昭和五十三年十月十九日

大蔵委員長 坂野 重信

要領書
参議院議長 安井 謙殿

審査報告書(社会労働委員会第一号)

(+) 内閣に送付するを要するもの

一、議院の会議に付するを要するもの

第二五五号、第六〇号、第七二号、第八三号、第一八五号、第二〇号

要領書
参議院議長 安井 謙殿

審査報告書(農林水産委員会第一号)

(+) 内閣に送付するを要するもの

一、議院の会議に付するを要するもの

第六三九号、森林行政の確立に関する請願

第七四四号 商社系企業養鶏のやみ増羽阻止等の確立等に関する請願

第一五四七号 第一五九三号 造林資金に係る補助及び融資制度の改善に関する請願

第一五四六号、第一五九四号 農業基本政策の確立等に関する請願

第一五四九号 広域農業開発事業の実施に伴う地方財政負担の軽減に関する請願

第一五五二号 水田利用再編対策に係る果樹

第三二号、第一八四号、第五〇一号、第五〇二号、第五〇三号、第五〇四号、第五〇五号、第五〇六号、第五一三号、第五〇七号、第五〇八号、第五〇九号、第五一〇号、第五一一号、第五一二号、第五一三号、第五一七号、第五一八号、第五一九号、第五二〇号、第五二一号、第五二三号、第五二三号、第五二四号、第五二五号、第五二六号、第五二七号、第五二八号、第五二九号、第五三〇号、第一三六四号 国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

第一〇四号 難病対策の充実に関する請願

第一五四号 医療と福祉の充実に関する請願

第一五五号、第一八〇号、第一八九号、第二〇四号、第二一〇号、第三二一号、第二三三号 心身障害者の共同作業所助成等に関する請願

第一九七号、第八六六号 重度戦傷病者と家族の援護に関する請願

七八号 元満州開拓団及び青少年義勇隊の終戦犠牲者遺骨収集等に関する請願

第三六四号、第五四五号、第五七九号、第六三二号、第六三三号、第七五九号、第七六〇号、第八六七号、第九五〇号、第九五一号、第一〇五七号、第一〇五八号、第一〇五九号、第一〇九四号、第一一八七号、第一三〇五号、第一三〇六号、第一三〇七号、第一四七二号、第一四七三号、第一四七四号、第一五二六号、第一五二七号、第一五七四号 国民健康保険制度改正に関する請願

第六四〇号 老齢者医療保障制度の抜本改革に関する請願

設立に関する請願

九号、第二二〇号、第二二六号、第二二七号、第四二八号、第四九三号、第七〇三号、第九一三号、第一五七二号 国立腎センター

(+) 、
審査報告書(地方行政委員会第一号)
議院の会議に付するを要するもの
内閣に送付するを要するもの

第三七号、第三八号、第三八〇号、第三八一
号、第三八二号、第三八三号、第三八四号、
第三八五号、第三八六号、第三八七号、第三
八八号、第三八九号、第三九〇号、第三九一
号、第三九二号、第三九三号、第三九四号、
第三九五号、第三九六号、第三九七号、第三
九八号、第三九九号、第四〇〇号、第四〇一
号、第四〇二号、第四〇三号、第四〇四号、

第一一二三三号 南九州中核医療センター建設
に際し総合腎センター設置に関する請願
第一四六二号 保育事業振興に関する請願
第一四九九号 心身障害者の雇用促進に関する
請願
第一五四二号、第一六一二号 慢性腎炎及び
ネフローゼ症候群対策に関する請願
右のとおり審査決定した。よつて報告する。
昭和五十三年十月十九日

第一一〇三号 戰時災害援護法制定等に関する
請願
第一四七六号、第一四七七号、第一五二八
号、第一五二九号、第一五三〇号、第一六〇
八号、第一六〇九号、第一六一〇号 国の保
育予算の大幅増額等に関する請願
第九七八号 老人医療費の有料化反対等に関する
請願

昭和五十三年九月十六日

法務委員長 中尾 辰義

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿
経過の概要

本委員会は、第八十四回国会開会中、いわゆる成田事件の捜査状況、新東京国際空港における安全確保についての措置、過激派内部抗争事件の捜査状況、犯罪被害者補償に関する政府の考え方、

中国漁船による尖閣列島領海侵犯事件、プロ野球におけるドラフト制度の法的問題及び「刑事案件」の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案」についての岡原最高裁長官の発言問題等について、関係当局の出席を求めて調査を行った。また、閉会後は、最近における司法行政及び法務行政並びに裁判所及び法務省関係の庁舎施設等の營繕について実情を調査するため宮城県・岩手県及び石川県・富山県に委員を派遣したほか、資料を収集整備する等調査を行つたが、本件調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国際情勢等に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十三年九月十六日

外務委員長 安孫子藤吉

条約に関する問題、国の防衛問題、今後における日ソ関係に関する問題、北朝鮮との関係に関する

問題、尖閣列島問題等について、同大臣の見解をただすとともに、外務省、内閣法制局、防衛庁及び文部省当局に対し質疑を行つたほか、北方領土問題、日ソ漁業問題等に関する実情調査のため、北海道に委員派遣を行う等の調査を進めてきたが、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書
教育、文化及び学術に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十三年九月十六日

参議院議長 安井 謙殿

本委員会は、第八十四回国会開会中、日ソ問題、日中平和友好条約締結問題、国際人権規約に関する問題、日本の安全保障問題、日中貿易問題、インドネシアに対する食糧援助問題、竹島問題、朝鮮問題、国連軍縮特別総会に関する問題、核兵器使用禁止問題、国際捕鯨問題、金大中問題、北朝鮮の貿易決済問題、ASEAN特にシンガポールとの文化交流に関する問題、日米・日欧経済関係問題、ILO条約批准問題、婦人に対する差別撤廃についての条約案に関する問題、韓国防衛産業と日韓合弁企業に関する問題、成田空港乱入事件に関する問題、中東問題、海洋法会議に関する問題、日米安保条約に基づく事前協議に関する問題、尖閣列島問題、日独外相会議に関する問題、日米首脳会談に関する問題、日米防衛協力小委員会に関する問題、サハリン残留朝鮮半島出身者の帰還問題、外相のASEAN諸国訪問に関する問題、日米首脳会談に関する問題、日米防衛協力小委員会に関する問題、サハリン残留朝鮮半島出身者の帰還問題、外相のASEAN諸国訪問に関する問題、尖閣島におけるソ連の軍事演習に関する問題等について、園田外務大臣、牛場國務大臣の見解をただすとともに、政府委員、警察庁、防衛庁、科学技術庁、法務省、外務省、食糧庁及び資源エネルギー庁当局に対し質疑を行う等の調査を行つた。

参議院議長 安井 謙殿

文教委員長 吉田 実
調査報告書
本委員会は、第八十四回国会開会中ににおいて、教育、文化及び学術に関する調査に関し、文部大臣の所信表明及び昭和五十三年度文教関係予算、國立大学の寄付金、文化財史跡指定、道徳教育、高等学校の改革、日本芸術院会員等の選任、歴史資料の保存、国際児童年、国連大学、教育関係者に対する叙勲、留学生等の諸問題について、文部省等関係当局に対して質疑を行つた。

昭和五十三年九月十六日

参議院議長 安井 謙殿

文教委員長 吉田 実
調査報告書
本委員会は、第八十四回国会開会中、財政及び金融等に関する基本施策について、大蔵大臣より所信を聴取するとともに、大蔵大臣及び関係当局に対する質疑を行つた。また、金融機関の過休二

週問題について、大蔵大臣、関係当局及び

参考人に対し、質疑を行つた。

また、同閉会中においては、文部大臣の戦後教育に関する発言、國立館大学の管理・運営、大学入試制度の改革、養護学校の義務化、宮城県沖地震による教育施設の被害対策等の諸問題について、文部省等関係当局に対し質疑を行つたところ、実地調査のため、大分、宮崎両県に対し委員派遣を行つた。

次いで、閉会後においては、日中平和友好条約締結に関し、園田外務大臣から報告を聴取し、同様に派遣して実地調査を行つた。

右のほか、各種調査資料の収集、検討を行つた。

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十三年九月十六日

昭和五十三年九月十六日

通信委員長 赤桐 操

農林水産委員長 鈴木 省吾

参議院議長 安井 謙殿

操

経過の概要

本委員会は、第八十四回国会開会中、資源エネルギー対策小委員会を設置した。

また、経済成長目標の達成見込み、国際収支の黒字減らし対策、構造不況対策、輸出関連中小企業等の円高対策、中小企業の不況対策、円高差益の還元問題、韓国産つむぎ・繊維原糸等の輸入問題、日中貿易問題、海外経済協力の推進対策、危険ボタ山の危害防止対策、産炭地域の振興対策、電源開発の立地問題、ナフサ価格対策、チッソ(株)救済策、大規模小売店舗の事業活動調整問題等の諸問題について政府関係者に質疑を行うとともに、資料の収集を行った。

閉会後は、電気事業、石油開発、製紙業、金属工業、ボタ山、産炭地域振興及び鉱害状況の実情調査のため北海道及び九州地方に委員を派遣したほか、資料を収集整備する等鋭意調査を進めてきたが、調査の内容が広範多岐にわたっているため、結論を得るに至らなかつた。

本委員会は、第八十四回国会開会中において、自動車問題等について質疑を行つた。また、開港準備調査のため新東京国際空港を視察したほか、造船不況に関する実情調査のため福岡県及び長崎県並びに愛媛県及び広島県に委員派遣を行い、参考人から意見聴取し、さらに造船不況対策推進に関する決議を行つた。

閉会後は、国鉄財政再建問題、私鉄の運賃上昇問題、造船不況問題、浮上式鉄道の実用化問題等について質疑を行つた。また、運輸事情等に関する実情調査のため宮崎県に委員派遣を行つたほか、国鉄問題に関する小委員会を設置し、国鉄財政再建等に関して調査を進めた。

さらに、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

産業貿易及び経済計画等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十三年九月十六日

商工委員長 楠 正俊

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

運輸委員長 三木 忠雄

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十三年九月十六日

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波

調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十三年九月十六日

建設委員長 安永 英雄

参議院議長 安井 謙殿

昭和五十三年九月十六日

予算委員長 鍋島 直紹

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十四回国会開会中、建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策について、櫻内建設大臣兼国土庁長官、加藤北海道開発庁長官からそれぞれ所信を聞くとともに、昭和五十三年度建設省、国土庁及び北海道開発庁の予算、今期国会における建設省関係提出予定法律案について政府当局から説明を聴き、建設大臣、国土長官及び政府当局等に対し質疑を行つたほか、日本住宅公団家賃値上げに関する件、第三次全国総合開発計画に関する件、既存の建築物の防災問題に関する件、住宅建設と宅地開発に関する件、関連公共施設整備事業に関する件、公共事業の前払金保証事業に関する件等について、建設大臣、国土庁長官及び政府当局等に対し質疑を行つた。

また、同閉会中、地方における建設事業並びに建設諸計画に関する実情調査のため、委員を二班に分け、福岡、大分、石川、富山の各県に委員派遣を行つたほか、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、本調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

予算の執行状況に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

あるいは委員派遣を行う等、調査を進めてきたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

本委員会は、第八十四回国会開会中に、当面の日本経済に関する件について関係大臣に対し質疑を行つた。

また、閉会後は京都、大阪、和歌山、鳥取、島根、山口及び沖縄の各府県に委員を派遣して現地調査を行つた。

昭和五十三年九月十六日

沖縄及び北方問題
題に関する特別
委員長代理 理事 稲嶺 一郎
参議院議長 安井 謙殿

沖縄及び北方問題に関する件については、その対象が広範多岐にわたること等の事情により、調査を終了するに至らなかつた。

なお本調査については、その対象が広範多岐にわたること等の事情により、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)

本特別委員会は、第八十四回国会開会中、昭和五十三年度沖縄及び北方問題に関する施策について稻村国務大臣及び園田外務大臣から所信を聴取し、左記事項に関し両大臣及び関係政府当局に對し質疑を行ふとともに、北方問題に関する件について自由討議を行つた。

次いで閉会後においては、沖縄県下における振興開発計画の実施状況、交通方法変更事業及び地方財政の現状等の実情調査のため沖縄県へ委員派遣を行うとともに、資料の収集等に努めたが、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

災害対策樹立に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十三年九月十六日

決算委員長 寺田 熊雄
参議院議長 安井 謙殿

昭和五十三年九月十六日

災害対策特別委員長 川村 清一
参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十四回国会開会中及び同閉会

中、表記の件に関して、昭和四十九年度決算及び昭和五十年度決算の審査と並行し、鋭意資料の収集

記

経過の概要

本委員会は、第八十四回国会開会中、昭和五十

施策に関する件

一、昭和五十三年度沖縄開発庁及び総理府北方対策本部関係予算に関する件

一、墓参に関する件

一、サハリン残留邦人等の帰還問題に関する件

一、貝殻島周辺のコンブ漁に関する件

一、北方領土返還運動に関する件

一、日ソ漁業交渉に関する件

一、根室地域の振興対策に関する件

一、沖縄における旧軍買収地に関する件

一、沖縄における土地買収問題に関する件

一、沖縄における交通方法変更に関する件

一、沖縄振興開発計画に関する件

一、沖縄における航空、海運、港湾整備及び陸上交通問題に関する件

一、沖縄における米軍の演習事故に関する件

調査報告書

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十三年九月十六日

参議院議長 安井 謙殿

昭和五十三年九月十六日

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十四回国会開会中及び同閉会

中、表記の件に関して、昭和四十九年度決算及び昭和五十年度決算の審査と並行し、鋭意資料の収集

記

経過の概要

本委員会は、第八十四回国会開会中、昭和五十

三年度防災関係予算に関する件、一九七八年伊豆

大島近海の地震に関する件、新潟県妙高高原町における土砂災害に関する件、一九七八年宮城県沖

地震による被害に関する件について、国土庁長官及び関係政府当局から説明を聴取し、国土庁長

官、関係政府当局及び参考人に対し質疑を行うとともに、過年度災害の復旧状況に関する件、地殻

変動による被害対策に関する件、都市の防災計画及び防災対策等に関する件、地震災害時の救急医療体制に関する件、火山及び気象の観測体制の整備に関する件等について、国土庁官及び関係政府

当局に対し質疑を行つたほか、一九七八年伊豆大島近海の地震による被害の実情調査のため静岡県へ、新潟県妙高高原町における土砂災害の実情調査のため、新潟県へ、一九七八年宮城県沖地震による被害の実情調査のため宮城県へそれぞれ委員派遣を行つた。

また、個人災害対策小委員会を設置し、個人灾害現行施策について調査検討を行い、本委員会に對し中間報告を行つた。

同閉会後においては、一九七八年宮城県沖地震による被災状況について政府当局から説明を聴取し、同件、新潟県妙高高原町における土砂災害による被害に関する件、都市震災対策に関する件等について、国土府長官、関係政府当局及び参考人に対し質疑を行つたほか、資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるた

め、調査を終了するに至らなかつた。

公害及び環境保全対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十三年九月十六日

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

公害対策及び環境保全特別委員長 田中寿美子

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十四回国会開会中、山田環境

府長官の環境政策の基本、本四架橋、瀬戸内海の埋

立て、環境影響評価法、赤潮対策、地盤沈下防

止法案、水質の総量規制、旧松尾鉱山の慢性砒素

中毒、新大隅計画、水俣病対策、北九州地域の公

害防止計画、汚染負荷量賦課金の料率の地域格差、

NO_x の健康影響、鉱害防止対策、環境庁の任務と

権限、海洋汚染防止対策、石油の洋上備蓄、西表島の自然保護区の設定、 NO_2 の環境基準等の諸問題について政府に対し質疑を行うとともに、 NO_2

の環境基準に関する件について参考人から意見を

聴取し、また、水質汚濁防止の觀点からする下水処理のあり方に関する件について参考人から意見

を聴取し、併せて現地視察を行つた。

また、P.C.B.の保管と処理、瀬戸内海の水質汚

濁と赤潮発生、本四架橋計画に伴う環境保全対策等に関する実情調査のため兵庫、岡山、香川の三県に委員を派遣した。この実情調査の結果に基づき、赤潮発生防止に関する決議を行つた。

閉会後は、 NO_2 の環境基準、水俣病の認定、自動車排出ガスの規制、赤潮対策等の諸問題について政府に対し質疑を行うとともに、 NO_2 の環境基準に関する件について参考人から意見を聴取したほか、自然保護の現状及び水質汚濁対策の実情調査のため北海道に委員を派遣した。

右のほか、資料の収集を行う等、銳意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため結論を得るに至らなかつた。

交通安全対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十三年九月十六日

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

当面の物価等対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十三年九月十六日

経過の概要

本委員会は、第八十四回国会開会中ににおいて、

経済企画庁長官より物価対策の基本方針について、また公正取引委員会委員長より公正取引委員会の物価対策関係業務について、それぞれ説明を

聴取した後、主として円高と物価との関係及び円

高差益還元問題等について、経済企画庁長官、資

源エネルギー庁、農林省、通商産業省、公正取引委員会、法務省、厚生省、建設省、建設省、食糧

自転車の利用及び安全対策、自賠責保険の運用問題、新東京国際空港の安全性に関する問題等について質疑を行つた。更に、新東京国際空港及び東京湾の交通事情を視察した。

また、閉会後においては、沖縄県へ委員派遣を行つたほか、資料の収集等銳意調査に努めたが、その対象が極めて広範多岐にわたるため、調査を行つたほか、資料の収集等銳意調査に努めたが、その対象が極めて広範多岐にわたるため、調査を行つたほか、資料の収集等銳意調査に努めたが、その対象が極めて広範多岐にわたるため、調査を行つたほか、資料の収集等銳意調査に努めたが、その対象が極めて広範多岐にわたるため、調査を行つた。

府及び郵政省等関係当局に対し質疑を行つた。

なお、円高の物価安定政策への活用及び国民生活への還元に関する決議を行つた。

次いで、閉会中ににおいては、右の決議に対する

政府の施策の実施状況について、経済企画庁長官、資源エネルギー庁、運輸省、郵政省及び農林水産省等関係当局に対し質疑を行つた。

また、委員を北海道に派遣し、物価及び消費者行政について実地調査を行つた。

右のほか、適宜関係資料の収集に努めたが、調査の対象が広範多岐にわたるため調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

科学技術振興対策樹立に関する調査（継続事件）
昭和五十三年九月十六日
昭和五十三年九月十六日
科学技術振興対策特別委員長 藤原 房雄
参議院議長 安井 謙殿
科学技術振興対策特別委員長 梶木 又三
参議院議長 安井 謙殿

わたつてゐるため、結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

ロッキード問題に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十三年九月十六日
ロッキード問題に関する調査特別委員長 梶木 又三
参議院議長 安井 謙殿

科学技術振興対策樹立に関する調査（継続事件）
昭和五十三年九月十六日
昭和五十三年九月十六日
科学技術振興対策特別委員長 藤原 房雄
参議院議長 安井 謙殿

わたつてゐるため、結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

ロッキード問題に関する調査（継続事件）
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十三年九月十六日
昭和五十三年九月十六日
科学技術振興対策特別委員長 梶木 又三
参議院議長 安井 謙殿

科学技術振興対策樹立に関する調査（継続事件）
昭和五十三年九月十六日
昭和五十三年九月十六日
科学技術振興対策特別委員長 藤原 房雄
参議院議長 安井 謙殿

本委員会は、第八十四回国会開会中、昭和五十年度科学技術庁関係の施策及び予算に関する

件、原子力行政に関する件、原子力発電の安全性及び稼働率に関する件、原子力船「むつ」の修理港に関する件、総合エネルギー需給見通しに関する

件、国際エネルギー機関に関する件、省エネルギーに関する件、核燃料物質防護に関する件及び宮城県沖地震に関する件等について科学技術庁長官、

政府関係当局及び参考人に対し、質疑を行うとともに、電離層観測衛星打上げ及び種子島宇宙セン

ターカーの整備状況の実情調査のため鹿児島県に委員

を派遣した。

また、閉会後は、地熱及び波力発電並びに地震予知等についての実情調査のため宮城県、山形県にわたつているため、調査を終了するに至らなかつた。

経過の概要

本委員会は、第八十四回国会開会中及び閉会後、資料の収集に努めたが、その対象が広範多岐にわかつてゐるため、調査を終了するに至らなかつた。

経過の概要

本問題について主として資料の収集等を行うなど鋭意調査に努めたが、結論を得るに至らなかつた。

公職選舉法改正に関する調査（継続事件）
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。
昭和五十三年九月十六日
公職選舉法改正に關する特別委員長 秦野 章
参議院議長 安井 謙殿

本委員会は、第八十四回国会開会中において、
本問題について主として資料の収集等を行うなど鋭意調査に努めたが、結論を得るに至らなかつた。

経過の概要

本問題について主として資料の収集等を行うなど鋭意調査に努めたが、結論を得るに至らなかつた。

第七号中正誤

ペレ 段 行 誤
二四二二衆議院

正
衆議院

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

昭和五十四年一月三十日 参議院会議録追録

定価 一部 一二〇円

発行所

大藏省印刷局 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
電話 東京 五六二四四二二(大代) 〒107